



発行 新潟県

**第 82 号**

平成27年10月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1350 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1351 道路の区域変更（道路管理課）
- 1352 道路の供用開始（道路管理課）
- 1353 道路の区域変更（道路管理課）
- 1354 道路の区域変更（道路管理課）
- 1355 道路の供用開始（道路管理課）
- 1356 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）
- 1357 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会規則

14 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

公安委員会告示

114 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

雑 報

公立大学法人新潟県立看護大学の平成26年度財務諸表（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の角田焼山土地改良区の定款の変更を平成27年10月14日認可した。

平成27年10月23日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第1351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市寺泊町軽井字内中割 157 番から	新	11.0～24.2メートル	441.7メートル
同市寺泊町軽井字内中割90番 1 まで	旧	11.0～18.5メートル	441.4メートル

## ◎新潟県告示第1352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間  
長岡市寺泊町軽井字内中割157番から同市寺泊町軽井字内中割90番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年10月23日

## ◎新潟県告示第1353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南長岡停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市千歳一丁目 23 番 6 から	新	20.0～24.8メートル	35.7メートル
同市千歳一丁目23番 6 まで	旧	18.1～21.4メートル	40.3メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更

## ◎新潟県告示第1354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水沢新田種苧原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市茂沢字惣名伊沢 671 番 58 から	新	2.7～16.7メートル	326.9メートル
同市茂沢字惣名伊沢671番100まで	旧	2.7～6.8メートル	326.9メートル

## ◎新潟県告示第1355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 水沢新田種苧原線
- 2 供用開始の区間  
魚沼市茂沢字惣名伊沢671番58から同市茂沢字惣名伊沢671番100まで
- 3 供用開始の期日 平成27年10月23日

## ◎新潟県告示第1356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成27年10月23日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類  
新潟都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 新潟都市計画市街化区域
    - ア 追加する部分  
なし
    - イ 削除する部分  
新発田市五十公野の一部
  - (2) 新潟都市計画市街化調整区域
    - ア 追加する部分  
新発田市五十公野の一部
    - イ 削除する部分  
燕市次新の一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 自 平成27年10月23日  
至 平成27年11月6日
  - (2) 場所
    - ア 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）  
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課
    - イ 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）  
新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課
    - ウ 新発田市中央町5丁目2番13号（〒957-0053）  
新発田市地域整備課
    - エ 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）  
燕市都市整備部都市計画課
- 4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

### ◎新潟県告示第1357号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年10月23日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成27年10月5日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
加茂市千刈二丁目309番7の内	5.00	48.38

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イオンモール新発田  
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更）に関する届出  
公告日 平成27年6月12日
- 3 意見の概要
  - (1) 新発田市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
平成27年10月23日から平成27年11月23日まで

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イオン県央ショッピングセンター  
所在地 燕市井土巻字切間710  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成27年6月12日

### 3 意見の概要

#### (1) 燕市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

### 5 縦覧期間

平成27年10月23日から平成27年11月23日まで

---

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ジャスコ小千谷ショッピングセンター

所在地 小千谷市大字平沢新田字荒田260番 外

設置者 イオンリテール株式会社

### 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成27年6月12日

### 3 意見の概要

#### (1) 小千谷市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

### 5 縦覧期間

平成27年10月23日から平成27年11月23日まで

---

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ショッピングタウン中条

所在地 胎内市東本町2461-1 外

設置者 イオンリテール株式会社

### 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成27年6月12日

### 3 意見の概要

#### (1) 胎内市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成27年10月23日から平成27年11月23日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 妻有ショッピングセンター北館

所在地 十日町市宇川端丑784番地 外

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成27年6月12日

3 意見の概要

(1) 十日町市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成27年10月23日から平成27年11月23日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 上越ショッピングセンター

所在地 上越市富岡3457番地

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成27年6月12日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成27年10月23日から平成27年11月23日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新村上ショッピングプラザ

所在地 村上市仲間町197番 外

設置者 イオンリテール株式会社

## 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成27年6月12日

## 3 意見の概要

## (1) 村上市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成27年10月23日から平成27年11月23日まで

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成27年10月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 六日町ショッピングパーク

所在地 南魚沼市余川字坂ノ上3090番 外

設置者 イオンリテール株式会社

## 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成27年6月12日

## 3 意見の概要

## (1) 南魚沼市からの意見の概要

意見なし

## (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

## 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

## 5 縦覧期間

平成27年10月23日から平成27年11月23日まで

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電動ベッドについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年10月23日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

電動ベッド 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成28年2月29日(月)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成27年10月30日(金)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の



規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年10月23日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
五泉 警察 署	(略)	五泉市 猿和田	五泉市のうち赤羽、土堀、四ツ屋新、東四ツ屋、猿和田、中川新、菅出、大蔵、柄沢、不動堂、馬下、佐取、小流、小搦、笹堀、荻野島、尾白、大谷、小山田、小栗山、切畑、大須郷	五泉 警察 署	(略)	五泉市 猿和田	五泉市のうち赤羽、土堀、四ツ屋新、東四ツ屋、猿和田、中川新(通称巾を除く。)、菅出、大蔵、柄沢、不動堂
	川東駐在所				馬下駐在所		
(略)				(略)			
上越 警察 署	(略)	上越市 頸城区 百間町	上越市頸城区のうち島田、五十嵐、下千原、千原、諏訪、百間町、上神原、下神原、北福崎、榎井、榎下、下米岡、下中島、城野腰、松橋、松橋新田、舟津、森下、宮本、北方、青野、宮原、潟口、飯田、東俣、柿野、川袋、下中村、鶺ノ木、立崎、片津、姥谷内、大坂井、田中、下池田、西湊、西港、岡田、中柳町、	上越 警察 署	(略)	上越市 頸城区 百間町	上越市頸城区のうち島田、五十嵐、下千原、千原、諏訪、百間町、上神原、下神原、北福崎、榎井、榎下、下米岡、下中島、城野腰、松橋、松橋新田、舟津、森下、宮本、北方、青野、宮原、潟口、飯田、東俣、柿野、川袋、下中村、鶺ノ木、立崎、片津、姥谷内、大坂井、田中、下池田、西湊、西港、岡田、中柳町、
	頸城駐在所				百間町駐在所		

		上柳町、富田、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、中城、戸口野、上泉、手宮、石神、石神新田、塔ヶ崎、森本、花ヶ崎、並木、川原、上増田、天ヶ崎、大蒲生田、日根津、上池田、大潟、玄僧、矢住、中増田、下増田、仁野分、手島、石神古川			上柳町、富田、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、中城、戸口野、上泉、手宮
	(略)		日根津駐在所	上越市頸城区日根津	上越市頸城区のうち石神、石神新田、塔ヶ崎、森本、花ヶ崎、並木、川原、上増田、天ヶ崎、大蒲生田、日根津、上池田、大潟、玄僧、矢住、中増田、下増田、仁野分、手島、石神古川
(略)			(略)		

附 則

この規則中別表上越警察署の部の改正は平成27年11月19日から、その他の改正は公布の日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第114号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成27年10月23日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 廸 義

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「2号警備業務」という。）
- 2 実施期間及び場所
  - (1) 実施期間  
平成27年11月25日（水）から平成27年12月2日（水）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
新潟県新潟市中央区新光町10番地2  
技術士センタービル I
- 3 受講定員  
30人
- 4 受講対象者  
次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
  - (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条

に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

## 5 受講申込手続

### (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

平成27年11月5日(木)から平成27年11月6日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

### (2) 受講申込書の提出等

#### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

#### (7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

#### (イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

#### (ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

#### (エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

#### (オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

#### イ 提出期間

平成27年11月17日(火)から平成27年11月18日(水)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

#### エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

### (3) 受講手数料

ア 金額  
38,000円

イ 納付方法  
新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。  
なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係  
電話番号 025-285-0110 (代表)

雑 報

公立大学法人新潟県立看護大学の平成26年度財務諸表について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学の平成26年度財務諸表を次のとおり公告する。

平成27年10月23日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 渡邊 隆

## 貸借対照表

(平成27年3月31日)

(単位:円)

## 資産の部

## I 固定資産

## 1 有形固定資産

土地		1,352,373,000	
建物	932,871,000		
減価償却累計額	<u>△ 61,515,168</u>	871,355,832	
構築物	21,481,452		
減価償却累計額	<u>△ 1,297,856</u>	20,183,596	
工具器具備品	57,670,498		
減価償却累計額	<u>△ 26,895,997</u>	30,774,501	
図書		288,194,302	
美術品・收藏品		15,330,000	
車両運搬具	2,222,377		
減価償却累計額	<u>△ 648,193</u>	<u>1,574,184</u>	
有形固定資産合計			2,579,785,415

## 2 無形固定資産

ソフトウェア		11,088,000	
電話加入権		<u>18,000</u>	
無形固定資産合計			11,106,000

## 3 投資その他の資産

その他の投資その他の資産		<u>2,289,910</u>	
投資その他の資産合計		<u>2,289,910</u>	

固定資産合計 2,593,181,325

## II 流動資産

現金及び預金		137,019,442	
未収入金		<u>2,116,254</u>	
流動資産合計			<u>139,135,696</u>

資産合計 2,732,317,021

## 負債の部

## I 固定負債

## 資産見返負債

資産見返運営費交付金等	16,933,359	
資産見返寄附金	653,946	
資産見返物品受贈額	<u>313,862,518</u>	331,449,823

長期リース債務		<u>11,493,999</u>
---------	--	-------------------

固定負債合計		342,943,822
--------	--	-------------

## II 流動負債

運営費交付金債務	47,413,845	
----------	------------	--

寄付金債務	500,000	
-------	---------	--

前受金	1,808,968	
-----	-----------	--

預り科学研究費補助金	7,250,670	
------------	-----------	--

預り金	3,643,629	
-----	-----------	--

未払金	59,611,843	
-----	------------	--

リース債務	9,108,874	
-------	-----------	--

未払消費税等	<u>410,600</u>	
--------	----------------	--

流動負債合計		<u>129,748,429</u>
--------	--	--------------------

負債合計		472,692,251
------	--	-------------

## 純資産の部

## I 資本金

地方公共団体出資金	<u>2,285,244,000</u>	
-----------	----------------------	--

資本金合計		2,285,244,000
-------	--	---------------

## II 資本剰余金

資本剰余金	17,637,910	
-------	------------	--

損益外減価償却累計額(△)	<u>△ 61,515,168</u>	
---------------	---------------------	--

資本剰余金合計		△ 43,877,258
---------	--	--------------

## III 利益剰余金

目的積立金	6,171,685	
-------	-----------	--

積立金	488,000	
-----	---------	--

当期末処分利益	<u>11,598,343</u>	
---------	-------------------	--

(うち当期総利益)	( 11,598,343 )	
-----------	----------------	--

利益剰余金合計		<u>18,258,028</u>
---------	--	-------------------

純資産合計		<u>2,259,624,770</u>
-------	--	----------------------

負債純資産合計		<u>2,732,317,021</u>
---------	--	----------------------

## 損益計算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:円)

## 経常費用

## 業務費

教育経費	98,517,351	
研究経費	26,033,893	
教育研究支援経費	14,328,190	
受託事業費	1,751,750	
役員人件費	23,099,903	
教員人件費	449,401,691	
職員人件費	<u>133,439,604</u>	746,572,382

## 一般管理費

60,269,971

## 財務費用

支払利息	<u>360,783</u>	<u>360,783</u>
------	----------------	----------------

## 経常費用合計

807,203,136

## 経常収益

運営費交付金収益		536,324,259
授業料収益		209,601,650
入学金収益		40,044,000
検定料収益		7,785,000
受託事業等収益		
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	<u>1,887,228</u>	1,887,228
寄付金収益		204,098
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	761,877	
資産見返物品受贈額戻入	<u>7,697,341</u>	8,459,218



財務収益		
受取利息	<u>37,043</u>	37,043
雑益		
財産貸付料収益	6,566,940	
科学研究費補助金間接経費収入	2,873,103	
その他	<u>5,018,940</u>	<u>14,458,983</u>
経常収益合計		<u>818,801,479</u>
経常利益		11,598,343
当期純利益		<u>11,598,343</u>
当期総利益		<u>11,598,343</u>

## キャッシュ・フロー計算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 115,864,380
	人件費支出	△ 586,657,089
	その他の業務支出	△ 55,408,216
	運営費交付金収入	573,671,993
	授業料収入	205,092,000
	入学金収入	40,044,000
	検定料収入	7,785,000
	受託事業収入	1,629,248
	寄付金収入	704,098
	預り金の増減	446,544
	その他収入	<u>15,858,417</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	87,301,615
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 9,092,413
	投資その他の資産の取得による支出	<u>△ 178,000</u>
	小計	△ 9,270,413
	利息の受取額	<u>37,043</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,233,370
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	<u>△ 12,295,009</u>
	小計	△ 12,295,009
	利息の支払額	<u>△ 366,138</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,661,147
IV	資金増加額	65,407,098
V	資金期首残高	<u>71,612,344</u>
VI	資金期末残高	<u><u>137,019,442</u></u>

## 利益の処分に関する書類

(平成27年10月2日)

(単位:円)

I	当期末処分利益		11,598,343
	当期総利益	11,598,343	
II	利益処分類		
	積立金	610,000	
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額		
	教育研究等環境改善積立金	<u>10,988,343</u>	<u>11,598,343</u>

## 行政サービス実施コスト計算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:円)

## I 業務費用

## (1) 損益計算書上の費用

業務費	746,572,382	
一般管理費	60,269,971	
財務費用	<u>360,783</u>	807,203,136

## (2) (控除) 自己収入等

授業料収益	△ 209,601,650	
入学金収益	△ 40,044,000	
検定料収益	△ 7,785,000	
受託事業等収益	△ 1,887,228	
寄付金収益	△ 204,098	
財務収益	△ 37,043	
雑益	<u>△ 11,585,880</u>	<u>△ 271,144,899</u>

業務費用合計 536,058,237

II 損益外減価償却相当額 30,757,584

III 引当外賞与給付増加見積額 4,598,519

IV 引当外退職給付増加見積額 △ 42,137,073

## V 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 8,981,493

VI (控除) 設立団体納付額 0VII 行政サービス実施コスト 538,258,760

## 注 記 事 項

## I 重要な会計方針

## 1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

## 2 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	26～36年
構築物	10～34年
工具器具備品	4～15年
車両運搬具	6年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

## 3 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第86第2項に基づき当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度の見積額を控除した額を計上しています。

## 4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

## 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年3月末利回りを参考に0.398%で計算しています。

## 6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

## II 「貸借対照表」注記

- (1) 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は37,131千円です。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は209,556千円です。  
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

## III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

## 1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	137,019,442	円
資金期末残高	137,019,442	円

## 2 重要な非資金取引の内容

## (1) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	4,514,400	円
合 計	4,514,400	円

## (2) 現物寄附による資産の取得

図書	418,355	円
合 計	418,355	円

## IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記

- (1) 引当外賞与増加見積額の中には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (2) 引当外退職給付増加見積額の中には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (3) 機会費用の内訳  
機会費用はすべて設立団体(新潟県)に係るものです。

## V 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## VI 重要な後発事象

該当事項はありません。

## VII 金融商品の時価等に関する事項

## 1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金及び国債、地方債等に限定した資金運用を行うこととしております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	137,019,442	137,019,442	-
(2) 未払金	(59,611,843)	(59,611,843)	-

負債に計上されているものは、( )で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

## (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって  
います。

## (2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって  
ています。

## VIII 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## 附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額	当期償却額	当期損益内	当期損益外				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	932,871,000	-	-	932,871,000	61,515,168	30,757,584	-	-	-	871,355,832	
	計	932,871,000	-	-	932,871,000	61,515,168	30,757,584	-	-	-	871,355,832	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	構築物	20,568,852	912,600	-	21,481,452	1,297,856	652,730	-	-	-	20,183,596	
	工具器具備品	47,708,715	11,253,600	1,291,817	57,670,498	26,895,997	14,283,224	-	-	-	30,774,501	
	図書	284,297,365	5,709,049	1,812,112	288,194,302	-	-	-	-	-	288,194,302	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	648,193	370,396	-	-	-	1,574,184	
	計	354,797,309	17,875,249	3,103,929	369,568,629	28,842,046	15,306,350	-	-	-	340,726,583	
非償却資産	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	美術品・收藏品	15,330,000	-	-	15,330,000	-	-	-	-	-	15,330,000	
	計	1,367,703,000	-	-	1,367,703,000	-	-	-	-	-	1,367,703,000	
有形固定資産合計	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	建物	932,871,000	-	-	932,871,000	61,515,168	30,757,584	-	-	-	871,355,832	
	構築物	20,568,852	912,600	-	21,481,452	1,297,856	652,730	-	-	-	20,183,596	
	工具器具備品	47,708,715	11,253,600	1,291,817	57,670,498	26,895,997	14,283,224	-	-	-	30,774,501	
	図書	284,297,365	5,709,049	1,812,112	288,194,302	-	-	-	-	-	288,194,302	
	美術品・收藏品	15,330,000	-	-	15,330,000	-	-	-	-	-	15,330,000	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	648,193	370,396	-	-	-	1,574,184	
	計	2,655,371,309	17,875,249	3,103,929	2,670,142,629	90,357,214	46,063,934	-	-	-	2,579,785,415	
無形固定資産	ソフトウェア	18,480,000	-	-	18,480,000	7,392,000	3,696,000	-	-	-	11,088,000	
	電話加入権	18,000	-	-	18,000	-	-	-	-	-	18,000	
	計	18,498,000	-	-	18,498,000	7,392,000	3,696,000	-	-	-	11,106,000	
投資その他の資産	差入敷金・保証金・預託金	2,111,910	310,000	132,000	2,289,910	-	-	-	-	-	2,289,910	
	計	2,111,910	310,000	132,000	2,289,910	-	-	-	-	-	2,289,910	



## (2) たな卸資産の明細

該当事項はありません。

## (3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

## (4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

## (5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

## (6) 引当金の明細

該当事項はありません。

## (7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

## (8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

## (9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	地方公共団体出資金	2,285,244,000	-	-	2,285,244,000	(注1)
	計	2,285,244,000	-	-	2,285,244,000	
資本剰余金	無償譲与	15,348,000	-	-	15,348,000	(注2)
	運営費交付金	2,111,910	310,000	132,000	2,289,910	
	計	17,459,910	310,000	132,000	17,637,910	
	損益外減価償却累計額	△ 30,757,584	△ 30,757,584	-	△ 61,515,168	(注3)
	差引計	△ 13,297,674	△ 30,447,584	132,000	△ 43,877,258	

(注1) 新潟県からの現物出資によるものです。

(注2) 新潟県からの無償譲与によるものです。

(注3) 当期増加額は、新潟県からの現物出資(建物)に係る減価償却です。

## (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

## (10)-1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
積立金	-	488,000	-	488,000	
教育研究等環境改善積立金	-	6,171,685	-	6,171,685	
計	-	6,659,685	-	6,659,685	

(注) 当期増加額は、平成25年度の利益処分によるものです。

## (11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

## (11)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交 付 額	当期振替額				期末残高
			運営費交 付金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成25年度	23,186,605	-	120,960	7,651,800	-	7,772,760	15,413,845
平成26年度	-	573,671,993	536,203,299	5,290,694	178,000	541,671,993	32,000,000
合 計	23,186,605	573,671,993	536,324,259	12,942,494	178,000	549,444,753	47,413,845

## (11)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	平成25年度 交付分	平成26年度 交付分	合 計
期間進行基準	-	509,284,592	509,284,592
費用進行基準	120,960	26,918,707	27,039,667
計	120,960	536,203,299	536,324,259

## (12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

## (12)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

## (12)-2 補助金等の明細

該当事項はありません。

## (13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	常 勤	20,661,500	2	-	-
	非常勤	631,200	4	-	-
	計	21,292,700	6	-	-
教 職 員	常 勤	453,093,488	68	26,918,707	3
	非常勤	31,277,075	81	-	-
	計	484,370,563	149	26,918,707	3
合 計	常 勤	473,754,988	70	26,918,707	3
	非常勤	31,908,275	85	-	-
	計	505,663,263	155	26,918,707	3

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立看護大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給額には、受託研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(注4) 支給額には、法定福利費は含まれていません。

## (14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

## (15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	14,752,354	
備品費	8,867,340	
印刷製本費	912,532	
水道光熱費	15,446,659	
旅費交通費	5,226,138	
通信運搬費	596,104	
賃借料	1,753,312	
修繕費	2,116,692	
広告宣伝費	4,222,260	
諸会費	108,000	
報酬・委託・手数料	26,639,155	
奨学費	4,509,650	
減価償却費	13,123,985	
雑費	243,170	98,517,351
研究経費		
消耗品費	6,454,383	
備品費	361,195	
印刷製本費	1,751	
水道光熱費	5,684,916	
旅費交通費	6,860,991	
通信運搬費	132,962	
修繕費	220,320	
諸会費	58,542	
報酬・委託・手数料	6,258,833	26,033,893
教育研究支援経費		
消耗品費	4,618,399	
印刷製本費	356,840	
図書費	1,812,112	
水道光熱費	1,651,334	
旅費交通費	159,600	
賃借料	2,022,260	
保守費	285,284	
修繕費	337,564	
諸会費	20,000	
報酬・委託・手数料	2,309,639	
減価償却費	755,158	14,328,190

受託事業費			1,751,750
役員人件費			
報酬		21,081,500	
法定福利費		1,807,203	
諸手当		211,200	
			23,099,903
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	273,035,541		
賞与	89,245,884		
退職給付費用	26,918,707		
法定福利費	54,992,920	444,193,052	
非常勤教員給与			
給料	5,182,150		
法定福利費	26,489	5,208,639	449,401,691
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	69,341,607		
賞与	21,470,456		
法定福利費	12,976,270	103,788,333	
非常勤職員給与			
給料	24,740,345		
賞与	1,354,580		
法定福利費	3,556,346	29,651,271	133,439,604
一般管理費			
消耗品費		1,337,508	
印刷製本費		219,689	
水道光熱費		4,331,365	
旅費交通費		2,294,778	
通信運搬費		3,715,445	
賃借料		25,668,254	
車両燃料費		110,474	
福利厚生費		845,238	
保守費		7,980,120	
修繕費		615,399	
損害保険料		1,045,240	
広告宣伝費		95,040	
諸会費		1,078,250	
研修費		45,000	
報酬・委託・手数料		5,271,932	
租税公課		419,026	
減価償却費		5,123,207	
雑費		74,006	60,269,971

## (16) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
寄付金	1,122,453	64	
合 計	1,122,453	64	

※当期受入額には、科研費による現物寄付の受入418,355円を含んでいます。

## (17) 受託研究の明細

該当事項はありません。

## (18) 共同研究の明細

該当事項はありません。

## (19) 受託事業の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受託事業等収益	期 末 残 高
受託事業 (国・地方公共団体分)	-	1,887,228	1,887,228	-
受託事業(その他)	-	-	-	-
合 計	-	1,887,228	1,887,228	-

## (20) 科学研究費補助金の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入	件 数	摘 要
基盤研究(B)	(1,911,182) 611,477	2	
基盤研究(C)	(10,625,736) 3,082,515	13	
若手研究(B)	(3,365,439) 988,079	4	
合 計	(15,902,357) 4,682,071	19	

(注1) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として( )内に記載しています。

(注2) 分担金を含めて記載しています。

(注3) 基金分の繰越を含めて記載しています。

## (21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

## (21) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現 金	5,850
預 金	137,013,592
計	137,019,442

## (21) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費(退職金等)	28,545,916
(株)金森医療器械店	6,720,127
(株)考古堂書店	1,788,683
NECキャピタルソリューション(株)	1,577,751
ジェイメディカル(株)	1,383,048
その他	19,596,318
計	59,611,843

## (21) - 3 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
構築物	19,278,600
工具器具備品	4,054,418
図書	279,441,500
ソフトウェア	11,088,000
計	313,862,518